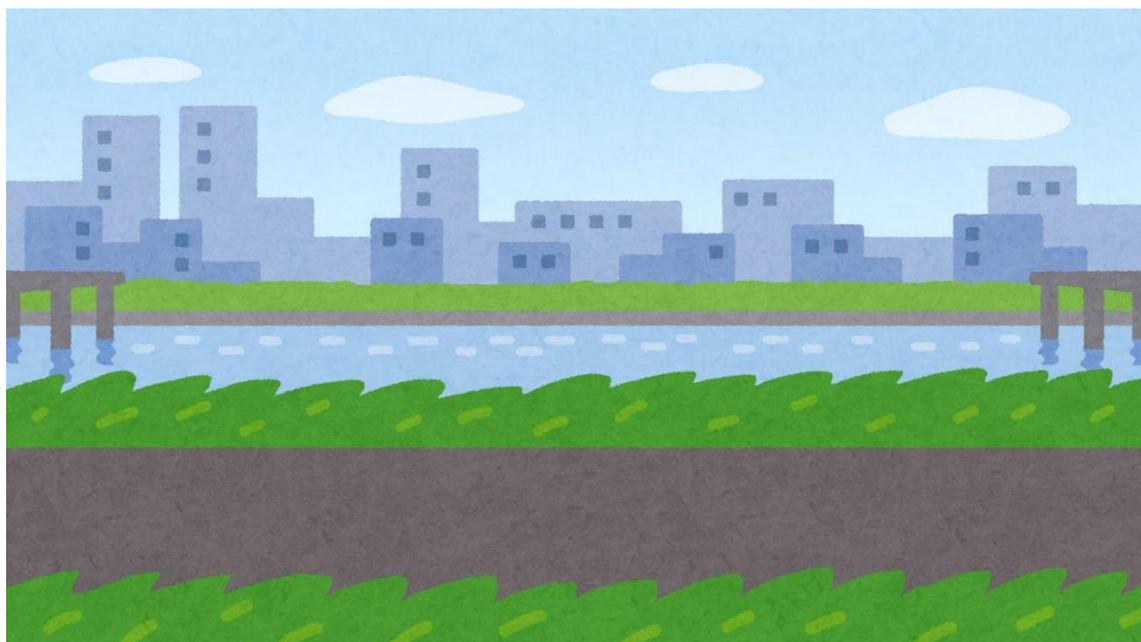


## 自治会活動お役立ち情報

# 自治会運営ハンドブック



日野市

令和7年度版

# はじめに

自治会は地域コミュニティの核となる、大変重要な地域の活動団体です。活発な活動はうるおいある地域生活を育むだけでなく、安全・安心なまちづくりにおいても重要な役割を果たします。

自治会の重要な役割として、下記のものなどが挙げられます。

- ①地域住民どうしの親睦を深め、連帯意識を高めて、地域での日常生活を豊かで円滑なものにします。
- ②顔見知りが増え連帯感が高まれば、防犯面の安全向上につながるほか、災害などの緊急時にも助け合いがスムーズに行えるようになり、被害を少なくできます。
- ③回覧などにより新聞や広報以外の情報を伝達することができます。
- ④地域の意見や問題点をまとめて行政に要望する、意見反映のパイプ役の機能もあります。
- ⑤地域の日常生活に共通する課題(高齢化・子育て支援など)について、みんなで協力して解決していくことができます。

ここでは、日野市で行っている自治会活動の支援策や、自治会活動について代表的な活動例、自治会活動に関するお役立ち情報を挙げ、まとめました。

この冊子を、初めて自治会活動に関わる方や、日ごろの活動に悩んでいる方に、活動の参考としていただければ幸いです。

# 目次

■ 自治会とは.....	1
■ 自治会の活動（参考）.....	2
■ 自治会情報の提供について.....	3
■ 自治会加入促進について.....	5
■ 自治会活動に関する補助金について.....	7
■ 自治会向け支援事業（東京都の補助金など）.....	11
○東京都事業.....	11
■ 広報板について.....	12
■ 各種サービスについて.....	14
○印刷機、裁断機について.....	14
○備品貸出について.....	15
■ ひのまちトーク(自治会交流会)・地域懇談会・アクションプランについて.....	17
■ よくある質問・自治会事例集.....	19
○よくある質問.....	19
○自治会の取組み事例集.....	20
■ 困ったときは….....	21
■ 防災・防犯について.....	23
○自主防犯活動への支援.....	23
○防災について.....	24
○自主防災組織とは.....	25
○避難行動要支援者名簿について.....	27
○防犯活動について.....	29
○防災訓練について.....	30
○自主防災組織について.....	31
○備蓄品の管理及び利用について.....	32
■ ごみの分別・収集について.....	33
○資源物回収奨励費について.....	33
○ボランティア清掃袋使用についてのお願い.....	34
○まつり等ごみ収集について.....	35
■ 高齢者施策について.....	37
○ふれあいサロンについて.....	37
○互近助（ごきんじょ）サービスちょこすけ.....	37
○高齢者のほっとあんしん相談所「地域包括支援センター」.....	38
■ 日野人げんき！ゼミナールについて.....	39
■ 市内一斉清掃について.....	40

# 自治会とは

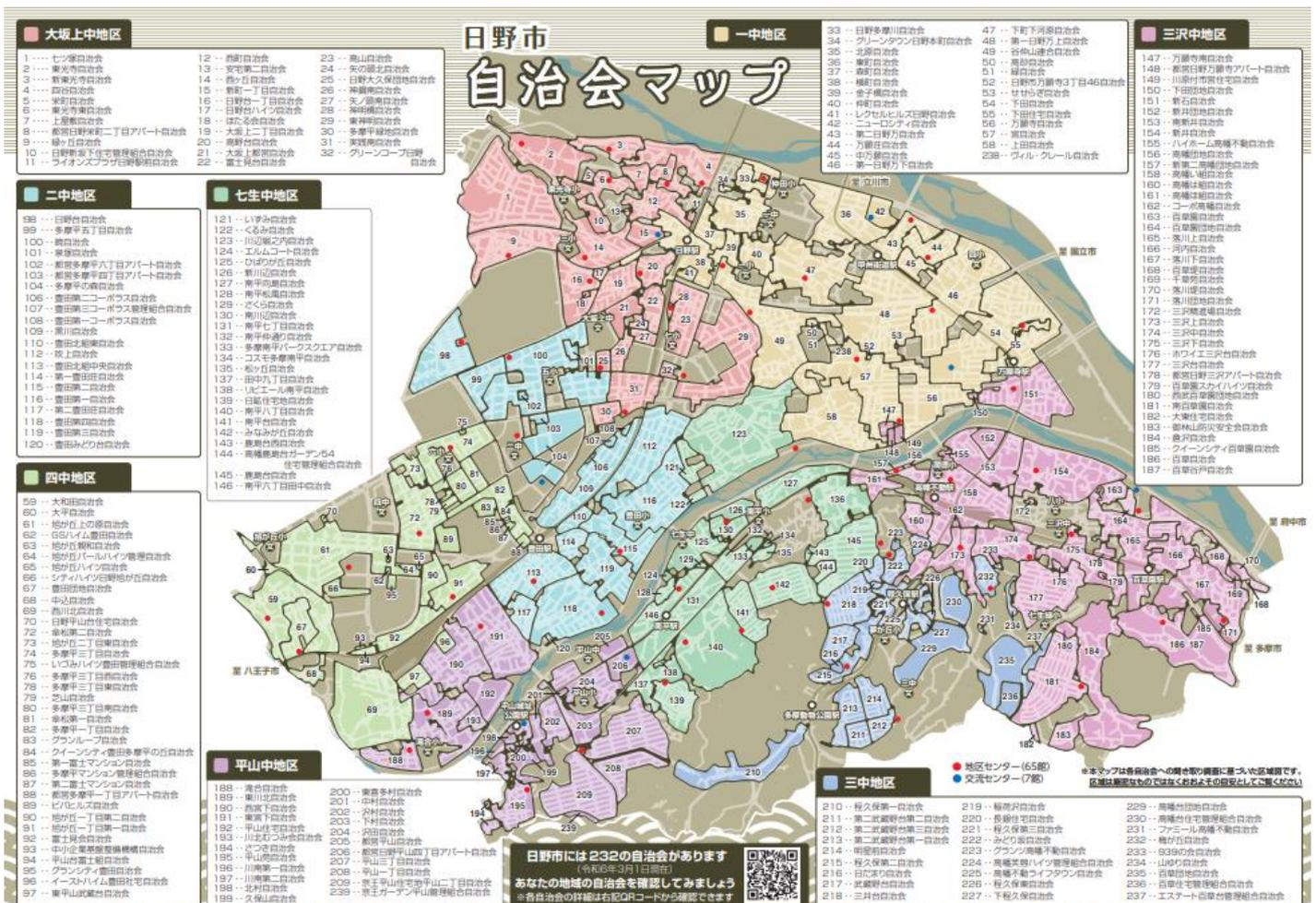
企画部地域協働課 (042-581-4112)

自治会とは、「同じ地域に住む人が集まり、様々な活動をしながら親睦を深める団体」です。この冊子の「はじめに」でも触れましたが、自治会活動は地域のつながりを生む上で大変重要な、コミュニティの核となるような活動団体になります。

令和7年4月1日現在、市内には225の自治会が存在し、それぞれの活動を行っています。時には、自治会同士が協力し、お祭りや防災訓練を行う場合もあります。しかしながら、自治会加入率はピーク時の昭和52年を境にして、減少傾向に転じています。自治会活動は、地域のつながりを生むためになくてはならないものであり、地域のつながりによって、災害や犯罪があったときに命を助ける一助になるかもしれないのです。

地域協働課では、今後も自治会活動の支援・加入促進に取り組んでまいります。

## 《自治会区域図》



市ホームページには自治会ごとの区域図も掲載しております。

市ホームページID : 1003341

# 自治会の活動（参考）

企画部地域協働課（042-581-4112）

初めて自治会長になられた方を想定し、参考として自治会の年間活動をまとめてみました。自治会によっても様々なため、1つの例としてご覧いただければと思います。

・・・・・・・・ある自治会長さんの年間活動内容・・・・・・・・

月	活動内容
4月	自治会役員の打診、選出・総会の準備、開催、新旧役員引継ぎ 日野市へ自治会登録書の提出
5月	市内一斉清掃のお知らせ作成・実施、自治会費の徴収 8月の盆踊りに向けて動き出し、募金の協力お願い
6月	ひのまちトーク（自治会交流会）参加
7月	日野市へ自治会補助金書類の提出
8月	自治会内盆踊りの準備・開催、ラジオ体操（子ども会との共催）
9月	近隣神社例大祭への準備・自治会内周知、長寿お祝い会の準備・開催（記念品準備）
10月	防災訓練の準備・開催
11月	市内一斉清掃のお知らせ作成・実施
12月	歳末警戒（夜間パトロール）
1月	どんど焼きの準備・実施、餅つき大会
2月	来年度運営の検討（役員選出・予算案）、役員引継ぎ書の作成
3月	総会の準備、決算

## ★その他の活動（通年で行うものなど）

- ①市やその他の団体からのお知らせの回覧
- ②自治会規約の変更
- ③自治会役員会の準備・開催（通年）
- ④街路灯の維持管理
- ⑤自治会だよりの作成
- ⑥住民要望の調整
- ⑦地区センター・自治会保有の集会所の管理



# 自治会情報の提供について

企画部地域協働課（042-581-4112）

地域協働課では、年度始めに提出いただく「自治会登録書」の内容を、申請に基づき情報提供しています。自治会同士の連携のため、近隣自治会の連絡先をお知りになりたい場合もご申請いただければ、情報提供可能です。

## 《情報提供できる前提》

「日野市自治会登録書」内下部、「自治会長連絡先の第三者への提供について（同意欄）」に自治会名・自治会長名の記入がある場合。（電子申請（LoGo フォーム）による提出の場合は同意するを選択いただいた場合）

第5号様式(第12次改訂版)

令和7年度 日野市自治会登録書

ふりがな 自治会名			
ふりがな 代表者氏名	住 所 日野市	TEL:	携帯TEL:
役職名:	メールアドレス: <small>※住所欄記載の住所もメールアドレスの異なる別居する場合は、メールアドレスも記入ください。</small>		
ふりがな 氏名	住 所 日野市	TEL:	携帯TEL:
役職名:	日野市	TEL:	携帯TEL:
ふりがな 氏名	住 所 日野市	TEL:	携帯TEL:
役職名:	日野市	TEL:	携帯TEL:
事務所/所在地/連絡先 連絡先	〒(郵便) (住 所) 日野市	TEL:	携帯TEL:
自治会補助金の 受領の有無 (ご住所)	有・無	自治会加入/管理費 送金先より大欄に「自治会加入/管理費」の提出をお願いします ( )世帯	
※4月1日現在の世帯数を記入してください。この数字を基に自治会補助金を算出します。			
自治会所有集会所の有無	有・無	集会所の名称	
集会所補助金の受領の有無	有・無	集会所の所在地	
自治会連合会への 加入の有無	有・無	加入している自治会連合会の名称	
自治会別等々の有無	有・無	会費 年間 月額	出 円
自治会への通知/ 回覧等の連絡の有無	有・無	郵便枚数	枚
自治会長連絡先の第三者への提供について(同意欄)			
次に掲げる目的で自治会長の氏名・住所・電話番号、自治会加入/管理費、自治会費の提供を希望する場合は、必ず同意欄に自治会代表者連絡先(氏名、住所、電話番号)、自治会の加入/管理費、自治会費の提供を希望することに同意します。			
(1)市、警察署、消防署等の官公庁が業務を執行する目的で申請する場合 (2)国や市より委嘱を受けている民生・児童委員等が、その委嘱の範囲内に関する目的で申請する場合 (3)市より業務を受託している団体が、その業務の範囲内に関する目的で申請する場合 (4)事業者が、開発計画、道路工事、建物建築工事、ライフライン工事等に伴い近隣に事前に周知・説明する目的で申請する場合 (5)自治会未加入者が、自治会加入目的で申請する場合及び、集合住宅の所有者や管理者もしくは不動産業者が、入居者や購入予定者に対し自治会加入を促すことを目的で申請する場合 (6)自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、青少年地区育成会等が周辺住民とのコミュニティ・福祉活動のために行うことが明らかであり、連絡および広報(祭りの行事広報等)を目的で申請する場合			
自治会名		自治会	
代表者氏名		自治会	
備考欄(記入欄)			

- ・・・以下の目的での申請の場合は情報提供が可能になります・・・
- (1) 市、警察署、消防署等の官公庁が業務を執行する目的で申請する場合
- (2) 国や市より委嘱を受けている民生・児童委員等が、その委嘱の範囲内に関する目的で申請する場合
- (3) 市より業務を受託している団体が、その業務の範囲内に関する目的で申請する場合
- (4) 事業者が、開発計画、道路工事、建物建築工事、ライフライン工事等に伴い近隣に事前に周知・説明する目的で申請する場合
- (5) 自治会未加入者が、自治会加入目的で申請する場合及び、集合住宅の所有者や管理者もしくは不動産業者が、入居者や購入予定者に対し自治会加入を促すことを目的で申請する場合
- (6) 自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、青少年地区育成会等が周辺住民とのコミュニティ・福祉活動のために行うことが明らかであり、連絡および広報（祭りの行事広報等）を目的で申請する場合

～年度途中で自治会長に変更があった場合～

**年度途中で自治会長に変更があった場合には、自治会登録書の再提出が必要です。**自治会内での変更が完了後、地域協働課までご連絡をお願いします。後日、自治会登録書を郵送いたします。日野市ホームページに様式を掲載している（市ホームページ ID:1026069）ので、そちらもご利用ください。電子申請（LoGo フォーム）での提出も受け付けています。

(<https://logofom.jp/form/Z9UK/930418>) また、地域協働課以外に自治会長の登録をしている場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。

年度途中で自治会登録書を提出していても、新年度には再度自治会登録書を提出いただきます。



# 自治会加入促進について

企画部地域協働課（042-581-4112）

地域協働課では、自治会の加入促進に取り組んでいます。

## ○転入者への自治会加入促進（R6.3月チラシリニューアル！）

市民窓口課や七生支所など、日野市に転入された方に対して、自治会をご案内するチラシを配布し、加入を促しています。

加入チラシの見開き 1 ページ目には自治会の区域図を掲載し、転入者の住む区域はどの自治会なのかを分かりやすく示しています。

地域との関わりを楽しもう

## 自治会参加のススメ

日野市には約230の自治会があります。  
中を開いてあなたの住む区域をチェック！

防災訓練でいざという時の備えを  
子どもから大人まで楽しむお祭り開催！  
地域の人とゆる〜くつながる

ある自治会の1年（例）

- 4月 総会
- 5月 みんなでゴミ拾い
- 9月 お祭り
- 2月 防災訓練
- 随時 回覧板

地域に知り合いが増えて楽しい！

いざという時、近くに知り合いがいると安心！

## 自治会って？

「自治会って何をしているの？」と疑問に思ったことはありませんか？  
ここではほんの一部ですが、自治会が地域でどんなことをしているのかをご紹介します！

- 防犯・防災活動**  
登下校の際の見守りや地域内のパトロールといった活動や、災害に備えて防災訓練などを行っています。地域の繋がりは、いざという時にとても頼りになります！
- イベント開催**  
夏祭りやお正月のどんど焼き、お餅つきなど、季節の楽しいイベントを開催しています。参加者としても主催者としてもイベントを楽しみましょう！
- 美化活動**  
地域内の清掃や花壇の整備などを行っています。綺麗で住みやすい環境を一緒に作りましょう！
- 自治会加入に関する電子申請はこちら！**  
加入する自治会が分からない場合は、右のQRコードから申請頂くと、自治会名をメールで回答します！

## 自治会参加のコツ

- 最初はお祭りなどの地域のイベントに行ってみよう！  
まずは参加者として地域のイベントに参加してみてください。自治会の雰囲気やどんなことをしているのかが見えてきますよ。
- 自分のできるペースで参加しよう！  
活動は無理のない範囲で構いません。自分の得意なことや、できる範囲で参加しましょう。
- 地域との関わりを楽しもう！  
自治会には子どもからお年寄りまで幅広い層の方がいます。新たな人との繋がりが生活を豊かにしてくれるかもしれません！

自治会に関するお問い合わせはこちら

＜日野市企画部地域協働課＞  
☎ 042-581-4112  
✉ ckyodo@city.hino.lg.jp  
日野本町1-6-2 生活・保健センター4階

## ○未加入者への自治会加入促進

各自治会が、加入促進として使用できるチラシの雛型を作成しています。

日野市ホームページに掲載しておりますので、自治会名等を入力し、ご自由にお使いください。

※日野市ホームページ：<http://www.city.hino.lg.jp>  
トップページ→くらし・手続き→自治会・市民活動  
→自治会→（自治会向け）加入促進チラシについて  
（市ホームページID: 1013409）

自治会名と問い合わせ先を入力し、お使いください→



←こちらのバーコードを読み取り、アクセスすることもできます。

## 自治会に加入しましょう!

お祭りなどの行事を通して地域に絆を深めてください

自治会大発表  
地域の頑張りを文化活動も取り入れています

祭りやイベント開催  
安全で安心に開催し

自分たちが住みやすくなるよう、みんなで協力して

この地域は ○○自治会  
一緒に活動しませんか？ 加入

<問い合わせ先>  
○○自治会 ★★ ★★★

## 自治会に加入しませんか？

この地域では、○○○○○自治会が活動しています！  
自治会への加入方法は、下記までお問合せください。

会長名：○○ ○○  
連絡先：080-\*\*\*\*-\*\*\*\*\*

## ○各自治会作成のホームページについて

各自治会が自治会オリジナルで作成したホームページを、市のホームページで紹介しています。

※日野市ホームページ：<http://www.city.hino.lg.jp>

トップページ→暮らし・手続き→自治会・市民活動→自治会→自治会のホームページを紹介します！

(市ホームページID：1014990)

また、自治会でホームページを作成し、掲載したい場合は地域協働課までお問い合わせください。



←こちらのバーコードを読み取り、  
アクセスすることもできます。

## ○自治会加入申込・問い合わせフォーム

市ホームページに自治会の加入申し込みや自治会情報の問い合わせができるフォームを開設しております。加入希望者等が名前・住所・連絡先をご入力いただくことで、地域協働課の方で自治会とお繋ぎします。各自治会のチラシ等に掲載する連絡先としてもご活用いただけます。

※日野市ホームページ：<http://www.city.hino.lg.jp>

トップページ→暮らし・手続き→自治会・市民活動→自治会→地域との関わりを楽しもう！自治会に加入しませんか？

(市ホームページID：1003341)

フォームURL:

<https://logoform.jp/form/Z9UK/912459>



# 自治会活動に関する補助金について

企画部地域協働課（042-581-4112）

ここでは、自治会活動に関する補助金をご紹介します。

自治会補助金に関する書式のデータは市ホームページに随時掲載します。

（市ホームページ ID:1026069）

## ①日野市自治会補助金

日野市自治会補助金には、4項目の補助金が含まれます。

1. **運営費補助金**…自治会の運営及び自治会が実施する事業に対する補助。  
自治会区域に属する加入世帯に対して、1世帯当たり500円
2. **活動費補助金**…自治会所属にかかわらず広く地域住民を対象とした事業に対する補助。  
総事業費の1/2（上限200,000円）
3. **連携補助金**…複数の自治会が連携して実施する事業に対する補助。  
一律20,000円（年度内1回で計3回まで）
4. **集会所補助金**…自治会及び地域住民が共同で管理、または所有する集会施設の維持管理費の補助。1施設あたり23,000円

### <自治会補助金対象経費>

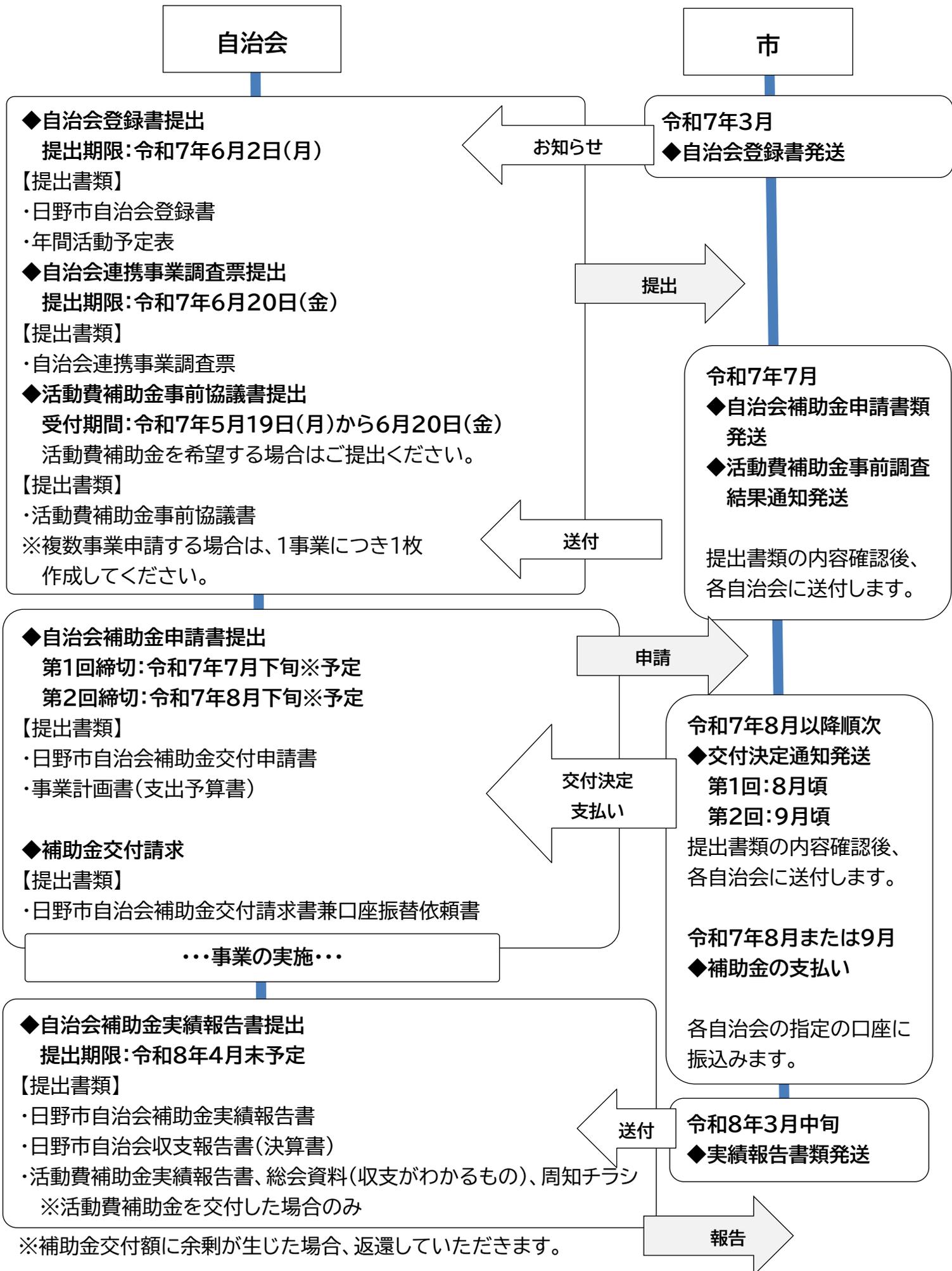
※自治会活動全般が対象となります。下記は一部を例としてご紹介しております。

★「2. 活動費補助金」は、ア、イ、ウが対象事業です。

	補助対象	例
ア	地域コミュニティの活性化・発展に資する事業に要する経費	夏祭り、おもちつき、スポーツ大会、サークル活動、各種講座・研修など （自治会員相互の親睦に関する活動全般）
イ	防災・防犯に関する事業に要する経費	防災訓練、防犯パトロール、防犯カメラ・安全灯の設置、防災品の購入など
ウ	清掃・美化に関する事業に要する経費	一斉清掃・浅川クリーン作戦、花壇整備、雪かきや除草など
エ	自治会の運営及び各種会議等に要する経費	会議費、事務用品・備品の購入、回覧物や名簿・会報の発行、自治会で設置管理している物の修理・撤去、自治会HP・LINE管理費など

※募金、慶弔費・祭礼金、他団体（個人）への補助や助成、役員報酬等（協力費）などは補助対象になりません。ご注意ください。

★自治会補助金交付の大まかな流れ



※補助金交付額に余剰が生じた場合、返還していただきます。

## ②日野市自治会所有集会所増改築工事・修繕事業補助金

自治会が所有し、管理する集会所について、増改築や修繕を行う際に補助金を交付しています。

・交付要件：1件10万円以上（税込）の増改築や、修繕を実施する場合。

例）建具や畳の取り換え、屋根のふきかえ、内外装の改修・塗装など

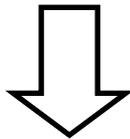
**※備品類の購入・外構の修繕は対象外になります。**

・交付金額：工事費又は修繕費の1/2以内で、100万円を上限とする額。

※予算が伴うものとなりますので、ご希望に添えない場合もございます。

### ★日野市自治会所有集会所増改築改修工事・修繕事業補助金交付の大まかな流れ

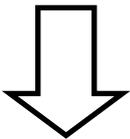
① 事業計画書の提出（市より送付時期：事業実施【前年】の7月頃、提出期限：【前年】9月頃）



【市より】

内定通知の送付（事業実施年度の4月以降）

② 補助金交付申請（提出期限：内定通知後～修繕契約前まで）



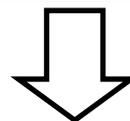
【市より】

補助金交付決定通知書の送付

※決定通知後の事業計画の変更があった場合には、地域協働課までご連絡をお願いします。

③ 工事・修繕業者との契約（決定通知後）

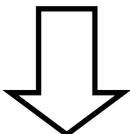
※交付決定通知書の日付から30日以内に契約書又は請書（写し）を市にご提出ください。



④ 増改築・修繕の実施



⑤ 補助事業実績報告書の提出（工事・修繕完了後）※翌年4月までに



【市より】

交付額確定通知の送付

⑥ 補助金交付請求（確定通知後）

【市より】 補助金の支払い

★補助金申請時の注意事項

- 事業計画書の提出時には、必ず2社以上の見積をとり、すべての見積書を添付してください。
- 施工前・中・後の写真を撮影してください。撮影時に、撮影日と撮影場所を明記した紙も含めて撮影すると、提出時に便利です。
- 契約書又は請書（写し）は、交付決定通知の日から30日以内に提出してください。
- 本補助金は、事業計画書提出から補助金交付まで年度をまたいでの検討になります。輪番制により自治会長が代替わりとなる場合は、必ず引継ぎを行ってください。

詳細については、各書類送付時に同封する説明文をご一読いただき、お手続きください。

# 自治会向け支援事業（東京都の補助金など）

## ○東京都事業

東京都が実施している自治会向け支援事業です。

詳細は東京都生活文化局のホームページ等をご確認ください。



- 地域の底力発展助成事業
- 講師おまかせスマホ教室
- 町会・マンションみんなで防災訓練
- 町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成（※自主防災組織は対象外）
- 町会・自治会デジタル化推進助成
- 地域の課題解決プロボノプロジェクト など

東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

TEL：03-5388-3166

メールアドレス：S1121202@section.metro.tokyo.jp

## ○東京都町会・自治会活動支援ポータルサイト

自治会向けの助成金・活動支援の紹介や利用方法、過去に支援制度を活用された事例などが紹介されています。

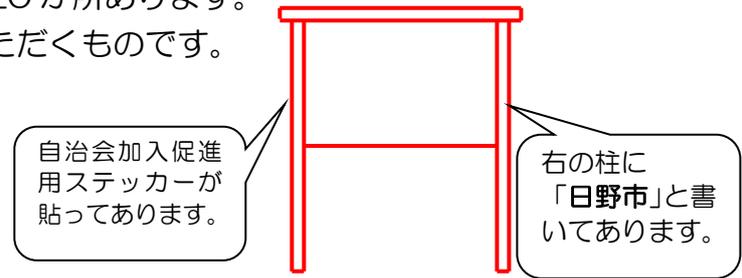
<https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/chokai/>

(公財)東京都つながり創生財団 共助推進課 地域活動支援担当 TEL：03-6258-1235

# 広報板について

企画部地域協働課（042-581-4112）

市で設置している広報板（掲示板）は、市内に 320 か所あります。  
自治会やコミュニティ活動のお知らせにご利用いただくものです。



## 《自治会からのお知らせ等の掲示について》

自治会からのお知らせ（お祭りなどの行事や清掃のお知らせ、防犯ポスター等）や警察署、消防署、税務署等や日野市各課からの掲示依頼は、自治会内の広報板は検印なしで貼っていただいて構いません。但し、掲示する掲示物には、**A4 サイズ以内とし、自治会名と掲示期間を記入し、掲示期間終了までには必ず撤去していただきます**よう、お願いいたします。（掲示上限：30 日間）

※自治会が掲示していると思われるチラシでも、自治会名や掲示期間の記入がない場合は撤去する場合がありますので、予めご了承ください。

## 《掲示物が多くて貼るスペースがない場合》

期限切れや掲示期間が未記入の掲示物については、はがしていただいて構いません。  
また、掲示するスペースがない場合は、掲示物をずらして貼ることは構いません。

## 《広報板が壊れている場合など》

広報板が壊れているなど、何かありましたら地域協働課までご連絡ください。

## 《広報板の利用方法》

広報板の利用について、電子申請（LoGo フォーム）でも受け付けております。  
注意事項をお守りの上、申請をお願いします（申請方法は次ページ参照）。

### ！注意事項・掲示できないチラシ！

- 公共の秩序を乱すおそれのあるもの
- 政治活動及び宗教活動に係るもの
- 営利を目的としたもの

# 広報板の利用申請は 電子申請でも受付できます！

電子申請  
なら

パソコンやスマートフォンから、いつでも！簡単に！申請可能

窓口に行かずに、5分で申請完了！

## 申請手順

市HPよりアクセス

### ステップ①

日野市HP内から『日野市広報板』と検索

日野市広報板

ページID I003344「広報板(掲示板)利用について」  
内に電子申請の外部リンクがございます。

必要事項を入力  
(5分で完了)

### ステップ②



入力フォーム例

電子申請に当たっては、以下をお読みください。

- 申請日: 掲示希望日の7日前までに申請をお願いします。
- 掲示期間: 30日間まで
- 注意事項:
  - ・掲示物には、必ず、代表者の連絡先、掲示期間、掲示番号を明記して下さい。
  - ・掲示期間が満了したものについては、速やかに掲示物の撤去をお願いします。
  - ・掲示スペースには限りがある為、掲示物は、A4サイズをお願いします。
  - ・詳細は、入力フォーム内の注意事項をご確認下さい。

申請

※自動配信で受付完了メールをお送ります。

### ステップ③

- 申請後、自動配信で受付完了メールをお送りします。  
(受付番号が記載されております。申請に関するお問い合わせ時に必要になります)

※こちらの番号は、「**掲示許可番号**」ではありません。  
この時点では、**掲示許可は下りていませんのでご注意ください。**

申請内容を審査

※最大5営業日ほどかかる場合があります。

### ステップ④

- 審査には、最大で5営業日かかります。掲示許可が下りるまで、お待ちください。  
また、お急ぎの際は、ご相談下さい。

承認

※審査完了後、承認メールをお送りします。

### ステップ⑤

- 審査完了後、掲示許可メールをお送りします。  
**メールに記載の【掲示許可番号】を掲示物に記載してください。**  
メールでお送りする遵守事項をご確認下さい。  
掲示許可を受けてから掲示をお願いします。  
掲示物には、「代表者の連絡先、掲示期間、掲示番号」は、必ず記載してください。  
※審査において、掲示が許可されない場合がございます。その際は、別途ご連絡いたします。



代表者の連絡先、掲示期間、掲示番号

### 【問い合わせ】

日野市地域協働課: 電話 042-581-4112

FAX 042-581-4221

E-mail: ckyodo@city.hino.lg.jp

ckyodo@city.hino.lg.jp  
からメールを送信します。  
受信ができるように設定を  
お願いします。

# 各種サービスについて

企画部地域協働課（042-581-4112）

地域協働課では、自治会活動や加入促進活動を円滑に行っていただけるよう、各種サービスをご用意しています。

## ○印刷機、裁断機について

自治会活動に関わる書類作りなどにぜひご活用ください。

### 1 生活・保健センター

#### ●利用可能時間

月曜～金曜 8:30～17:00

※上記時間以外（平日夜間、土日祝）の利用については、職員による紙詰まりや釣り銭切れ、その他機械の不具合における対応が出来かねます。ご了承いただいた上でのご利用をお願いします。裁断機は施錠しておりますため、上記時間外は使用できません。

#### ●設置備品

①印刷機 ②裁断機

#### ●金額

・② 無料。

・① 有料。

① 印刷機（モノクロ）

製版：50円／1版

印刷：5枚まで10円。以降5枚を超えるごとに10円ずつ加算。

例）1～5枚：10円、6～10枚：20円、10～15枚30円



#### ●注意事項

・操作誤り、ミスプリント等については、返金いたしません。

・写真等画像については、印刷ができません。

・用紙の販売は行いません。ご自身で印刷用紙をご用意ください。

・予約はできません。例年3月～4月は混雑しますのでご了承ください。

### 2 ひの市民活動支援センター

「ひの市民活動支援センター」は、市民活動団体等の相談窓口、活動拠点です。市内で社会貢献活動をする団体ならどなたでも利用することができます。印刷機・裁断機のほか、ひの市民活動支援センター本館には紙折り機やラミネーターなどもあります。

#### ●利用可能時間

9:00～22:00（年末年始を除く）

※17:00以降の利用については、職員による紙詰まりや釣り銭切れ、その他機械の不具合における対応が出来ない場合がございます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

#### ●設置備品

①印刷機 ②コピー機 ③大判印刷機 ④裁断機 ⑤紙折り機 ⑥ラミネーター

## ●金額

- ・④～⑥ 無料。ラミネーターフィルムはご持参ください。
- ・①～③ 有料。

### ①印刷機（モノクロ）

製版：50円／1版、印刷：2円／1枚

※用紙はご持参ください。

### ②コピー機

モノクロ（A3/A4）10円、カラー（A4）20円、カラー（A3）40円／1枚

※用紙は備え付け

### ③大判印刷機

A2 200円、A1 300円、A0 400円

横断幕用など、指定サイズ以外も作成可能です。金額は下記にお問い合わせください。

※職員が作業しますので、事前にご相談ください。

■ひの市民活動支援センター本館所在地

日野市多摩平 1-10-1

\*JR 豊田駅北口より徒歩1分

TEL：042-581-6144

## ○備品貸出について

祭り等のイベントや、会議などの自治会活動にお使いいただける備品をご用意しております。

### ★貸出備品一覧

備品名	個数	備考
タープテント（2.7m×2.7m）	5	
タープテント（3m×6m）	1	平日のみ貸出・返却可
おもり（タープテント用）	17	平日のみ貸出・返却可
長机	40	
折りたたみいす	80	
はっぴ（大人用）	85	平日のみ貸出・返却可
はっぴ（子供用）	42	平日のみ貸出・返却可
ワイヤレスアンプ（マイク付属）	1	平日のみ貸出・返却可
有線マイク	1	平日のみ貸出・返却可
コードリール	3	平日のみ貸出・返却可
スクリーン（80インチ）	2	平日のみ貸出・返却可
プロジェクター	1	平日のみ貸出・返却可
パネルボード	14	
パネル立て	18	
おもり（大）	25	平日のみ貸出・返却可
おもり（小）	5	平日のみ貸出・返却可
のぼり旗	20	平日のみ貸出・返却可
のぼり旗スタンド	8	平日のみ貸出・返却可
のぼり旗ポール	40	平日のみ貸出・返却可

LED バルーンライト ※ 三脚・電源コード付き	5	※貸出条件あり
発電機 ※	5	※貸出条件あり
オンライン会議セット ・Wi-Fi ルーター ・マイクスピーカー ・Web カメラ	2	【利用可能場所】 自治会所有の集会所 地区センター・交流センターなど の市保有施設

※LED バルーンライト及び発電機は、事前に地域協働課の職員による取り扱い説明を受けた場合のみ貸出可能です。（取り扱い説明は平日の開庁時間のみの対応となります）

## ●利用方法

### ①空き状況の確認（予約）

ご希望の日時の空き状況を地域協働課までお問い合わせください。（電話、メール、FAX）

#### 【予約受付開始日】

スマートフォン、オンライン会議セット：利用日の2か月前の1日から

例) 貸出日 9/15→7/1 から予約が可能

その他の備品：利用日の6か月前の1日から

例) 貸出日 9/15→3/1 から予約が可能

### ②申請書の提出（持参、FAX またはメール）

貸出当日までにご利用における注意事項をご確認の上、申請書の提出をお願いします。

提出先：平日は地域協働課、土日祝は生活・保健センター受付

### ③ご利用日当日

注意事項を遵守の上、ご利用ください。

## ●貸出期間

原則7日以内（土日祝含む）

※スマートフォン、オンライン会議セットは原則利用当日のみ。

## ●貸出条件

- ・貸出期間は遵守してください。
- ・返却の際は、備品の状態を必ず確認し、地域協働課または生活・保健センターにお持ちください。
- ・転貸及び申請時の目的以外に備品を使用することを禁じます。
- ・備品の亡失や損傷があった際は、同一の備品またはこれに相当する代品をもって弁償していただくこととなります。予めご了承ください。
- ・年末年始（12月29日～1月3日）期間中の受付はできません。
- ・平日と土日祝により貸出可否備品が異なります。詳細は 貸出備品一覧をご覧ください。

# ひのまちトーク(自治会交流会)・地域懇談会・アクションプランについて

企画部地域協働課 (042-581-4112)

## 〇ひのまちトーク(自治会交流会)について

ひのまちトーク(自治会交流会)は、市内自治会が情報共有、交流する場として、令和3年から開催しています。毎年、テーマを変更して、パネルディスカッション(事例紹介)やトークセッションを行うだけではなく、防災、イベント、加入促進、SNSの活用など自治会が抱えるお悩みを話すコーナーを設置しています。ひのまちトーク運営委員会は、自治会に所属する市民の有志で構成されています。地域の課題を地域の人々が協力し合って解決していくコミュニティ形成を目指しています。ぜひご参加ください。



令和6年6月15日 生活・保健センターにて開催した様子。

### 《ひのまちトーク LINE オープンチャット》

自治会同士が気軽に情報交換できる場として、LINEのオープンチャットを設けております。ぷちひのまちトーク!自治会何でも語ろう座談会のご案内や内容紹介なども配信する予定です。



### 《ぷちひのまちトーク!自治会何でも語ろう座談会》

ひのまちトーク運営委員会による企画です。年に数回開催しています。自治会活動でのお悩みごとの共有や、活動のヒントとなるような話を、お茶を飲みながら楽しく語りあいませんか?

日程等のご案内や内容紹介などは日野市ホームページやひのまちトーク LINE オープンチャットにて配信予定です。

## ○地域懇談会とは？

地域懇談会とは、自治会をはじめ、様々な地域活動を行う人々がつながる場です。地域懇談会に参加することによって、お住まいの地域で活動する人たちの顔を知り、それぞれの力をつなげていくことで、地域が課題を乗り越えていく力を持つことを目指しています。

自治会のほか、PTA や育成会、青少年委員、民生児童委員、ひのっち、スポーツ推進委員、老人クラブ、地域包括支援センター、保護司、NPO 法人など市民活動団体、大学など地域で活躍する様々な方・団体に参加いただき、情報交換・連携のきっかけの場として活用いただいています。

## ○アクションプランについて

これまでの地域懇談会では、地域の課題を地域の人々で解決するためのアイデアを出し合い、市内8中学校区ごとに具体的に動き出す方法「アクションプラン」を考えて実行してまいりました。

引き続き、みなさまのご協力をお願いいたします。また、アクションプランを一緒に創り上げたい、自治会としてコラボレーションしたい等ありましたら、地域協働課までご連絡ください。

↓このようなロゴが目印です↓



### ★各地区のアクションプラン

中学校区名	アクションプラン	実行委員会
一中	一中地区交流スポーツ大会	一中地区アクションプラン実行委員会
二中	プランニング	二中地区アクションプラン実行委員会
四中		
大坂上中		
三沢中	ちょこっと声かけたい	チームみ組
三中	簡単防災訓練で地域の交流を深める	三中地区アクションプラン実行委員会
平山中	平山わの会	ひらやまえんにち実行委員会
七生中	ななお BON まつり	ななお BON まつり実行委員会

# よくある質問・自治会事例集

企画部地域協働課（042-581-4112）

## ○よくある質問

内容	担当部署
ホームページを作りたい	他自治会の導入事例や参考資料をご提供できますので、地域協働課までお問い合わせください。Hi-Know!（日野市ボランティアセンターが運営しているポータルサイト）を団体のホームページとしている自治会もあります。（市ホームページID：1019513）
自治会回覧で回ってきたチラシをもう一度見たい	日野市からの回覧物については、市のホームページにデータを掲載しています。ご活用ください。市ホームページID：1026562
防災訓練で炊き出しをするのに使えるものはないか	防災安全課で、アルファ米等を炊き出し訓練用として、提供できる場合があります。ご相談ください。 問い合わせ先：防災安全課（P21 参照）
近隣の自治会の情報（連絡先）を知りたい	自治会同士の連携のため、自治会の連絡先を知りたい場合は、地域協働課窓口までお越しください。情報提供が可能です。（P3 参照）
自治会の講座・イベントで呼ぶ講師等を探している	生涯学習支援課で、市民の皆さんの生涯学習をお手伝いするため、講師を派遣・紹介しています。（ひの21世紀みらい塾） 市ホームページID：1011945
自治会で名簿を作りたい	作成・配布にあたっては、①利用目的を明らかにすること、②本人の同意を得ること、③目的に沿った利用・保管をすること など、個人情報保護法に沿った個人情報の取り扱いを行ってください。 ※参考：「自治会・同窓会等向け会員名簿を作るときの注意事項ハンドブック／個人情報保護委員会」
自治会活動で利用できる地図はないか	国土地理院にて、表札情報なしの地図提供があります。使用・複製については、不特定多数への配布がない場合承認なしで可能です。（要出展記載）詳しくは下記をご参照ください。 ・国土地理院： <a href="https://www.gsi.go.jp/">https://www.gsi.go.jp/</a> ・町内会等で活用できる地図を作成する   地理院地図の使い方 <a href="https://maps.gsi.go.jp/help/intro/general/tyonai.html">https://maps.gsi.go.jp/help/intro/general/tyonai.html</a>
自治会活動で使える保険はないか	市でご紹介しているものではありませんが、インターネット等で「自治会 保険」とお調べいただくと、自治会向けの保険が出てきますのでご参考にしてください。
認可地縁団体になりたい（自治会の法人化を考えている） 不動産等を自治会名義で所有・登記したい。	「認可地縁団体」として認可を受けることで、法人となることができます。法人格を有することで、所定の手続き（要件あり）を経た上で登記申請ができます。 要件等がありますので、地域協働課までご相談ください。 市ホームページID：1026496

## ○自治会の取組み事例集

ひのまちトーク（自治会交流会）やひのまちトークぶち座談会などでご紹介いただいた、市内の自治会の活動事例・運営アイデア集です。

### 《運営》

- 負担軽減のため、業務をスリム化
- 自治会補助金で、自治会専用 PC を購入して会長への引継ぎを簡素化
- 会費を 2,400 円から 2,000 円に変更して会計・集金する組長等の負担を軽減（小銭の用意が不要なため）
- 会費の支払をバーコード決済による支払も可能なようにした（組長がバーコード決済による支払で回収して会計へは現金で渡す方法）
- 自治会員の得意なことをホームページ等で紹介して、自治会員の顔が見えるようにしている。また、自治会運営に自治会員の強みを活かしている。（例えば チラシ作成が得意な方がいたらチラシの作成をお願いするなど）
- 役員の仕事マニュアルを作成。会員向けに自治会お役立ち情報冊子（各種マニュアル、防災用品・備品一覧等収録）を作成し配布
- 会長 1 人体制ではなく、共同代表制を導入
- 自治会員同士が顔の見える関係になるように、ネームプレート（会員証）を作成し、活動時には着用してもらう

### 《イベント》

- おまつりなどで使える自治会の備品を他の自治会へ貸し出し
- 平日のイベント準備は引退した世代が行い、当日は若い世帯が中心に行い好評（分業制）
- 大きなイベントについて、準備行程やスケジュール、役割分担を明確にして一覧表にまとめており、それを記録としてしっかり残している。そのため、毎年、システムティックにイベント実施の準備ができています。
- 秋の一斉清掃とハロウィンの仮装大会をコラボして実施し好評
- さつまいも掘りなどの自治会行事を自治会員は無料、未加入世帯は参加費を取ることで未加入世帯にも自治会の活動を参加できる・知ってもらう機会とした。
- 自治会の行事のポスターやチラシの作成を、小学校や自治会区域内の子ども達に依頼。
- 自治会・防災会・PTA と共同で、小学校の校庭でどんど焼きを実施（持ち回りで幹事自治会を決めてやっている）
- おもちつきなどの自治会行事の際に、組ごとに一時避難場所に集合してから会場に行くという形で、避難誘導訓練を同時開催している。

### 《加入促進・退会抑制》

- 入学祝い金を作ったら若い世帯の加入が増えた
- 地元の商店、スーパーなどと提携を結んで、自治会員限定の商品割引サービスを運用する
- 70 歳以上は役員・会費免除で脱会数が激減した
- 自治会エリアマップ（ポストカードサイズ）を地域住民目線のコメントを入れて、自治会のご案内と一緒に配布
- キャンプ用品（焚火台など）を購入し、イベントを実施して貸出も行っている。

# 困ったときは…

自治会活動を行うにあたり、知っておくと安心な連絡先をまとめました。

内容	担当部署	所在地・連絡先
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会活動、運営に関するお悩み</li> <li>地域懇談会、アクションプラン、ひのまちトーク(自治会交流会)</li> <li>どこに問い合わせればよいのかわからない場合</li> </ul>	地域協働課	日野市生活・保健センター 4F 日野市日野本町 1-6-2 TEL：042-581-4112
<ul style="list-style-type: none"> <li>街路灯の設置、取替</li> <li>道路の補修</li> <li>カーブミラーの設置</li> <li>側溝の清掃・融雪剤</li> </ul>	道路課	日野市役所 本庁舎 3F 日野市神明 1-12-1 TEL：042-514-8421
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練</li> <li>自主防災組織の結成、相談</li> <li>防災・洪水ハザードマップ</li> <li>避難所、避難場所関係</li> <li>防犯、交通安全関係</li> <li>自主防犯組織の結成・相談</li> </ul>	防災安全課	防災情報センター 日野市神明 1-11-16 防災関係 TEL：042-514-8962 防犯・交通安全関係 TEL：042-514-8963
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の支援</li> </ul>	高齢福祉課・障害福祉課 (要支援者の名簿に関して) 防災安全課(協定に関して)	高齢福祉課TEL：042-514-8496 障害福祉課TEL：042-514-8991 防災安全課TEL：042-514-8962
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別、収集</li> <li>資源物回収</li> <li>地域清掃のごみの出し方</li> </ul>	ごみゼロ推進課	クリーンセンター 日野市石田 1-210-2 TEL：042-581-0444
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター</li> <li>ふれあいサロン</li> </ul>	高齢福祉課	日野市役所 本庁舎 2F 日野市神明 1-12-1 TEL：042-514-8496
<ul style="list-style-type: none"> <li>日野人げんき！ゼミナール</li> <li>健康診断、特定・いきいき健康診査</li> <li>健康相談、食生活相談</li> <li>お口の健康相談</li> </ul>	健康課	日野市生活・保健センター 1F 日野市日野本町 1-6-2 TEL：042-581-4111
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内一斉清掃</li> </ul>	環境政策課	日野市役所 本庁舎 3F 日野市神明 1-12-1 TEL：042-514-8298

内容	担当部署	所在地(連絡先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き家に関すること</li> <li>  * 庭木が敷地を越境している</li> <li>  * 野生生物が住みついている</li> <li>  * その他空き家全般に関すること</li> </ul>	都市計画課	日野市役所 本庁舎 3F 日野市神明 1-12-1 Tel: 042-514-8371
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員に関すること</li> </ul>	福祉政策課	日野市役所 本庁舎 2F 日野市神明 1-12-1 Tel: 042-514-8467
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区センター</li> </ul>	株式会社フクシ・エンタープライズ	日野市神明2-2-19 Tel: 042-514-9178

★その他、ご不明な事がありましたら、「日野市暮らしの便利帳」での確認、日野市役所代表番号（042-585-1111）または地域協働課（042-581-4112）までご連絡をお願いします。

○地域協働課 各中学校区 地区担当 ※令和7年4月現在

中学校区名	地区担当
一中	糊澤
二中	滝瀬
大坂上中	滝瀬
四中	及川
三沢中	内野
三中	高見
平山中	高見
七生中	山崎

# 防災・防犯について

総務部防災安全課（042-514-8962・8963）

## ○自主防犯活動への支援

地域で安心して生活できる環境を作るために、一番大切なのは地域の**見守る目**です。地域の人達の顔が見えることが結果として犯罪の抑止力につながります。市では、活動する自主防犯組織に**防犯グッズの貸与、ボランティア保険の加入、講師の派遣など**の支援を実施しています。自主防犯組織とは、地域の皆様が、自主的に地域の安全と安心のために防犯ボランティア活動を行う組織です。また、組織を結成していない自治会は、組織立ち上げのお手伝いをいたしますので、防災安全課に是非ご相談ください。



### 自主防犯活動の内容

- 防犯パトロール・子どもの見守り活動  
→仲間と一緒に、時間や場所など、無理のない範囲で継続してパトロールや見守り活動をすることで、地域に十分な効果が期待できます。
- 環境整備・環境浄化活動（落書き消去・地域の清掃活動など）  
→ゴミ拾いなどごく身近な活動で地域の環境が整えられ、犯罪に強いまちをアピールする活動です。
- 防犯に関する学習・啓発活動（安全マップ作成、防犯講話、研修会など）  
→子どもや仲間と、まちの安全について考える場所（機会）をつくるのが目的です。犯罪に対する防御力を身につけます。



### 自主防犯組織育成交付金

市では、地域の防犯活動推進のため、自主防犯組織に防犯活動に必要な物品などの購入費を助成しています。助成は、新規に自主防犯組織を立ち上げた組織のほか、前回の交付から8年を経過した組織への再交付も可能です。検討される組織にありましては、防災安全課に是非ご相談いただき、地域の防犯活動にご活用ください。

- 【交付金の使用例】
- パトロールで着用する組織名が入ったベストや帽子等の購入費
  - パトロールで使用する停止灯、ライト、メガホン、笛等の購入費
  - 自治会名を入れた防犯用立て看板、のぼり旗、横断幕等の購入費

### 街頭防犯カメラ整備費用の補助

市では、安全・安心なまちの実現のため、自治会で公共の場所に設置する街頭防犯カメラに対する整備費用の補助や維持管理にかかる費用（保守点検費・修繕費）についての補助を実施しています。街頭防犯カメラは、撮影するだけのものではなく、設置することで、自治会内でのトラブルや犯罪を未然に防ぐ抑止力があります。街頭防犯カメラの設置を検討している自治会の方は、防災安全課に是非ご相談ください。

## ○防災について

地震や水害などの災害はいつ起きるかわかりません。被害を最小限に抑えるためには日頃からの備えや心構えが必要です。いざという時に対する備えに取り組みましょう。

### 家庭での備え（自助）のポイント

地震や水害で受ける被害とはどのようなものか正しい知識を身に着けましょう。日野市は多摩川や浅川、その他多くの用水路などがあり「水」に恵まれています。ひとたび大雨が降ると水害の原因となる危険性があります。ハザードマップなどで自宅付近の状況を知っておきましょう。

自宅の耐震性や地震が起きたとき家具が転倒しないか点検しましょう。また、災害時の避難ルートを確認しておきましょう。あわせて災害時の家族の集合場所や連絡方法の確認をしておくことも重要です。

最低3日分の水（一人一日3ℓ）と食糧を備蓄しておきましょう。また、それ以外に各々が最低限必要と思われるものを準備しておきましょう。特に持病のある方は薬などを用意しておいてください。

### 地域での備え（共助）のポイント

災害が起こった時には被害が広い地域で同時に発生するため、市や消防署、警察署等が全力を尽くしてもすぐに避難誘導や救助活動に向かえません。市民の皆さまが各々で自分の身を守ることはもとより地域で互いに助け合って対処することが必要です。

被害を最小限に留めるには自主防災組織を中心とした市民の皆さまの力が不可欠です。市では自治会区域等を活動区域として新たに結成された自主防災組織に対して、災害時に活用できる防災資機材の貸与もおこなっておりますので是非結成をお願いいたします。

災害時の情報サービス		
防災情報メール	<a href="mailto:bousai.hino-city@raidan2.ktaiwork.jp">bousai.hino-city@raidan2.ktaiwork.jp</a> 空メールを送付し、その返信されるメールから登録してください。	
日野市 LINE 公式アカウント	友だち登録後、登録情報設定をしてください。	
日野市防災関連情報 X(旧ツイッター)	X(旧ツイッター) ユーザー名 @hino_bousai	
防災行政無線	防災行政無線で放送した内容を電話で確認できます。 042-581-1500	

## ○自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の皆さんが自主的な防災活動を行う組織です。

「防災」においてもっとも大事なことは人命（特に自分の命）を守ることです。一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持って協力し合うことが、被害を最小限に食い止めることにつながります。そのため自主防災組織による防災訓練や防災学習会が非常に有効になってきます。

防災安全課では自主防災組織結成のお手伝いを致します。また、結成した組織に対して防災資機材を貸与しています。

自主防災組織の結成を検討されている自治会は、防災安全課にご相談ください。

### 自主防災組織の活動

- ① 自主防災組織で炊き出し訓練や避難訓練など防災訓練の実施
  - ② 各家庭の防災チェック
  - ③ 地域防災マップの作成
  - ④ 市主催の合同水防訓練・総合防災訓練への参加
  - ⑤ 消防署指導の普通救命講習の受講
  - ⑥ 防災館での体験訓練
- その他さまざまな活動があります。



### 活動のコツ

- ◎ 【楽しみながら参加する】  
自主防災組織の活動は面白くて、楽しくて、格好いい。  
防災以外のイベントと組み合わせて行う。
- ◎ 【活動の目標や内容を明確にする】  
「三年に一回は避難訓練を行う」や「地域の危険箇所を調べて防災マップを作る」といった小さくても具体的な目標を立てると効果が期待できます。

## 市の防災資機材貸与

市では自主防災組織の育成と充実を図るため、組織が行う防災活動に必要な防災資機材を貸与しております。

自治会区域内の世帯数（自治会未加入世帯も含む）によって持ち点数が決められています。持ち点数の中で推奨品目と任意品目を選びます。なお請求点数に残り点数が出た場合は切捨てとなりますのでご了承ください。

（組織規模別の持ち点数）

組織規模 (世帯数)	～	50～	100～	200～	300～	400～	500～
	49	99	199	299	399	499	599
持ち点数	200	250	300	350	400	450	500

●500世帯以上の組織は100世帯増えるごとに持ち点数が50点加算されます。

貸与品目一覧表は物価変動等により品目及び点数が変動するため掲載いたしません。請求にあたっては、防災安全課に最新の貸与品目一覧表をご依頼の上、申請書類を作成・提出してください。

## 防災安全課の自治会関連業務

〈防災係〉

防災について

- 自主防災組織の立ち上げ・資機材の貸与・運営のお手伝い
- 自治会・自主防災会の防災訓練等のお手伝い
- 防災講話の開催

防災安全課の場所は防災情報センターです。

■〒191-0016 日野市神明 1-11-16

■電話：042-514-8962

〈安全安心係〉

防犯について

- 自主防犯組織の立ち上げ・防犯パトロール用品の貸与・運営等のお手伝い
- 防犯に関する講習会
- 防犯に関する相談
- 青パトによる地域巡回

交通安全について

- 交通安全に関する講習会
- 交通安全に関する相談

## ○避難行動要支援者名簿について

# 地域の防災活動にご協力をお願いします

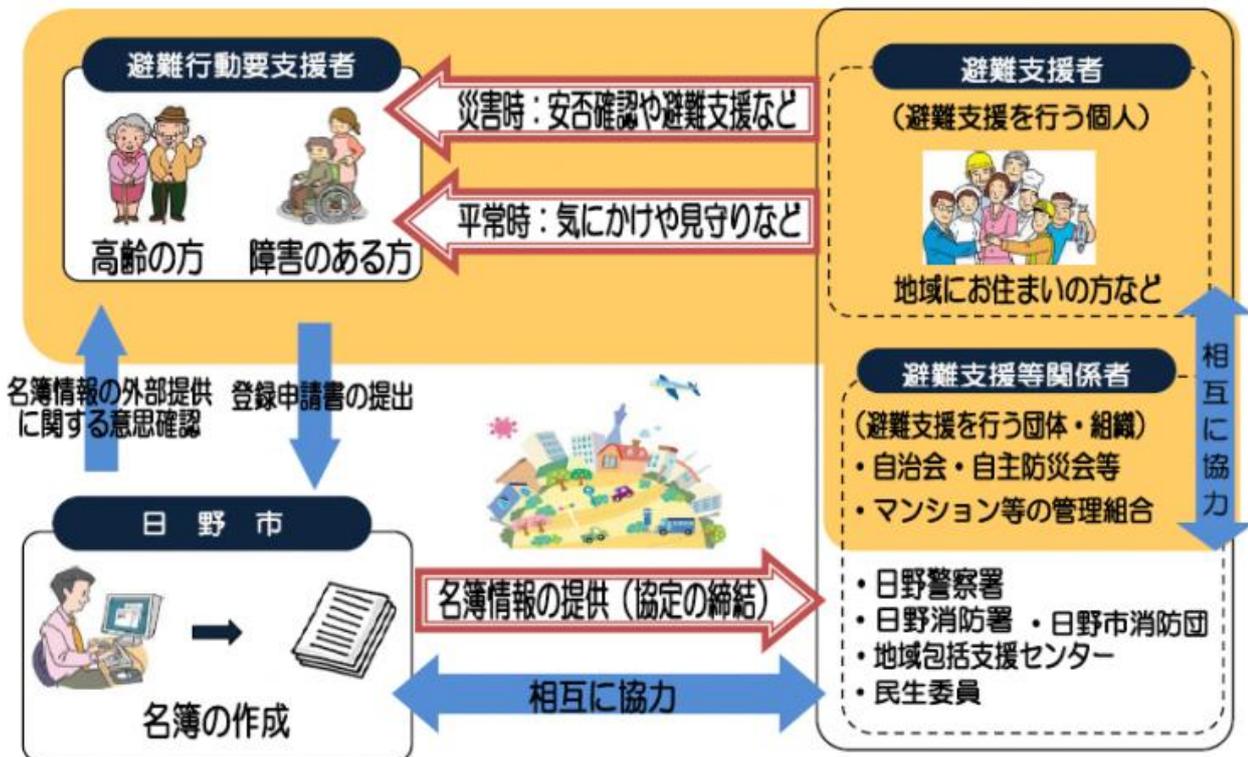
## 地域のみなさまへ

高齢者や障害者など『災害時に助けてほしい!』と自ら意思表示をした人たちがいます。日野市では、そのような人たちの名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、自治会や自主防災会などの地域に提供し、地域で「見守り」「助け合う」体制づくりを進めているところです。今後もより多くの地域に名簿を提供し、地域主体の防災活動の取組みを広げていきたいと考えています。災害などのいざという時に、地域全体で助け合うことのできるまちづくりを市と一緒に進めていきましょう!

### 地域のみなさまにご協力いただきたいこと

- ・市の作成した避難行動要支援者名簿の受け取りへのご協力をお願いします。
- ・名簿を活用した地域の避難行動要支援者の「見守り」をお願いします。（平常時）
- ・名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援や安否確認をお願いします。（災害時）

### 避難支援の流れ（制度の概要）



## 【参考】名簿を活用した防災の取り組み例

### 情報伝達のルールを作りましょう



災害時には、自治会などの組織が受け取った情報を地域の住民にどのように伝えるか決めておくことが大切です。例えば、連絡網を作ったり、連絡手段が寸断された場合でもここに行けば情報を得ることができる、誰かがいるという場所を決めておきましょう。

情報伝達の手段として、自治会の掲示板などを活用することも有効です。

### 避難行動要支援者を把握しましょう



地域による支援体制づくりの基本は、支援を必要とする方がどのような方であるか、どこに住んでいるかを知ることから始まります。避難行動要支援者名簿を受け取ったら、まずは、名簿に登載されている方のお宅を訪問するなどして顔合わせを行いましょう。その際、生活の状況や災害時にどのような困りごとがあるか、どのような配慮を必要とするかなどについても可能な範囲で聞き取りを行い、把握に努めましょう。

### 地域の助け合いの『絆』を深めましょう



いざ災害が発生した時、地域で助け合うためには、日頃のお付き合いなどを通じてお互いの「顔の見える関係」を作っておくことが大切です。特に支援を必要とする方にとっては、地域との関わりが重要です。地域の要支援者には、積極的に挨拶をしたり、気にかけてするなどの交流を図りましょう。

## 名簿の提供を受ける場合の手続き

下記の間合せ先にご連絡ください。具体的なお手続き等についてご説明いたします。

必要に応じて個別に説明に伺うことも可能ですので、お気軽にご相談ください。

### ■ 問い合わせ先

電話：042-585-1111(代表)

日野市

総務部

防災安全課 内線：7745・7746

健康福祉部

高齢福祉課 内線：2422・2423

健康福祉部

障害福祉課 内線：2331

## ○防犯活動について



### ～ 実際の活動例 ～

犬の散歩などとあわせ防犯パトロールを行っています。また登下校の時間帯に合わせて「あいさつ運動」を行い子供たちの見守りも防犯活動の一環として取り組んでいます。

防犯パトロールは、不審者対策として巡回を始めました。防犯効果があるように、目立つ色の服を着用しパトロールをしています。防犯に対する意識を持つことが第一と思い始めましたが、行き交う人に声をかけ、挨拶することによって、地域の交流が積み重なっていくことを実感しています。

犬の散歩をする方やジョギングなどスポーツを行っている方にも子どもへの声掛けをお願いしてみました。近隣の大学生も協力してくれているので、防犯活動につながると思います。

人目に付きにくい場所をなくすよう、ボリュームのある生け垣を清掃の際に整えました。暗かった場所に光が差し込むことによって明るくなったせいか、人が集まるようになりました。生け垣などもキチンとしておけば、防犯につながると思います。

## ○防災訓練について



### ～ 実際の活動例 ～

自治会の役割として防災・防犯は大きいテーマであり、防災訓練を自治会の年間行事に入れなければならないと認識している。訓練という形をとるよりもセミナーのほうが気楽に参加しやすいため、今年は防災セミナーとした。

内容は、防災安全課・消防署とタイアップして、講演や地震対策グッズを借りて展示やビデオ上映、体験コーナーとして起震車やテントで煙体験、三角巾で応急手当を開催しようと考えている。訓練では参加者が少ないが、関心あるようなテーマを設けてやれば参加者が増えるのでは。自治会以外の方も気軽に参加できるものにしたい。

防災訓練では毎年、起震車を呼んだり、煙ハウスを作ったり、初期消火をやったりしているので、今年は発災型の防災訓練を考えている。発災型の防災訓練とは、地域のある場所で災害が発生した事を想定して、避難場所までどのように行動するのかを訓練する。

防災訓練は小学校を会場にして、近隣自治会・市の防災安全課と一緒に10月にやっている。訓練内容は、起震車の体験や消火器の使い方など、実践的なことをやっている。

防災訓練では、立川の防災館へ行ったり、消防署の豊田出張所に行って起震車体験をしたりした。

名簿の代わりに視覚的にわかりやすい住宅地図を利用して、避難所にきているかどうかを確認するようにしている。

### ～ 日野市から ～



災害時に自宅内の安全が確認された家は玄関ドア等に黄色いハンカチを掲げ、ハンカチがない家から救助を行っていくという訓練を行っている自治会もあります。高齢化が進み、防災への取り組みが難しい地域でも、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

## ○自主防災組織について

### ～実際の活動例～

防災組織については市に説明にきてもらってから始めた。マンションの自治会の加入率は約75%だが、建物の構造、防災の特性から全員加入がよいので、管理組合を表看板として実質的には自治会が動く形を考えている。

自主防災組織を編成して、市から資機材の貸与を受けている。貸与品では足りないものもあるので、自治会費で購入している。

自主防災組織を立ち上げた。防災の役員はどうするかという問題が出たが、やれることからやっついこうという事で、班長、副班長二人一組で進めてきた。防災資機材の設置が終わり、毎年3回くらい防災訓練があるので、その都度、使って学んでいこうと思う。

自主防災組織を落川、百草の合同で立ち上げた。百草の山から川までの広いエリアで700世帯あり、各会長に補佐してもらっている。

防災会のホームページを立ち上げ、議事録が見られるようにしてある。今後、ワンワンパトロールと連携して防犯情報も掲載できるようにしたい。

### ～ 日野市から ～

災害の際はまず自分の安全から家族の安全、隣近所の安全を図ってください。普段のつながりが、安否確認から避難所までの道中、そして避難生活まで重要になってきます。そういった場面で自主防災組織が大事になってきます。



市では、地域の構成員等の条件を考え、それぞれの地域にあった形での組織化を考えています。世帯要件の100世帯はあくまで目安です。40～50世帯で自主防災組織を結成しているところもありますが、単独自治会では規模が小さい場合もありますので、複数の自治会が合同で組織化することもできます。

自主防災組織を立ち上げると、市から防災用資機材をお貸しします。

## ○備蓄品の管理及び利用について

### ～実際の活動例～

備蓄品の食料・水は、期限が切れそうになったら総会や訓練で使い、すぐ補充している。また、総会でかまどを使って炊き出しの訓練を予定している。

会員には1週間分の食料は自己責任で用意するように言っている。災害時はトイレが使えない事もあるが、トイレの管理は大変なので簡易便所を各人で買ってもらうことにし、2～3千円の補助を考えた。水もペットボトルで10本分を各自で用意してもらっている。

敬老のお祝いとして毎年、菓子折りや赤飯を配っていたが、まず防犯・防災の意識付けが必要だと思い、スリッパ、ホイッスル、懐中電灯を袋に入れてプレゼントした。常備薬があるなら一緒に袋に入れておくようにアドバイスした。

自主防災組織を立ち上げ、日野市から防災倉庫・グッズを借り受けた。阪神淡路大震災の時や東日本大震災の時は、手足をはさまれ逃げられず、火災や津波に巻き込まれ亡くなった方が多かった。そうしたことがおきない様に、防災倉庫にチェーンソーとすき間ジャッキを常備し、自治会でなんとかできないかと考えている。防災訓練でアルファ米と同時にチェーンソーの使い方を消防署から指導を受けて習いたい。周辺4自治会でそういうことをやろうと声かけしている。

各役員にメガホン、ホイッスル、懐中電灯、軍手や班員の安否確認に必要な班の名簿を袋に入れて配った。

### ～日野市から～

防災倉庫の備蓄品の使い方については、防災訓練で使うとか、夏祭りや子ども会のもちつき大会などで、なべ釜のセットを試してみる等、日ごろから使い方に慣れておいてはいかがでしょうか。



# ごみの分別・収集について

環境共生部ごみゼロ推進課（042-581-0444）

## ○資源物回収奨励費について

ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、資源物の回収を行なっている団体（自治会・子ども会・老人会など）に、回収量に応じて奨励費を交付しています。奨励費の交付を受けるには、市に登録する必要があります。

対象品目は下記の8品目です。

### 対象品目

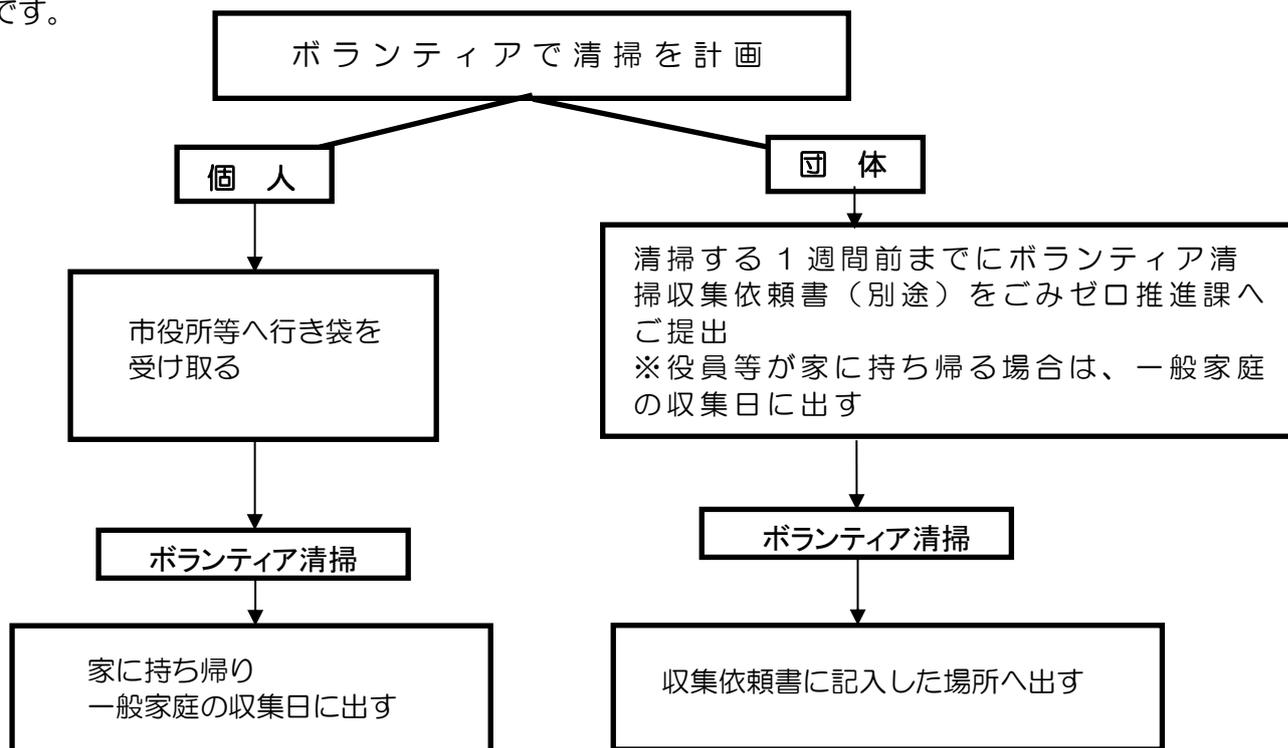
- |               |     |        |
|---------------|-----|--------|
| 1. 新聞紙        | ・・・ | 8円/kg  |
| 2. 雑誌         | ・・・ | 8円/kg  |
| 3. 段ボール       | ・・・ | 8円/kg  |
| 4. 牛乳パック      | ・・・ | 8円/kg  |
| 5. 繊維類        | ・・・ | 8円/kg  |
| 6. びん         | ・・・ | 8円/kg  |
| 7. 鉄（スチール缶含む） | ・・・ | 8円/kg  |
| 8. アルミ        | ・・・ | 25円/kg |

新規登録をご希望の場合は、ごみゼロ推進課にお問い合わせください。

## ○ボランティア清掃袋使用についてのお願い

ボランティア清掃袋とは

個人や自治会等の団体が道路・公園などの公共の場所等の清掃をボランティアで行った場合に使用するための袋です。



### 1 排出場所・収集方法について

#### ・個人が行った場合

排出場所についてはご自宅からの収集日に合わせて可燃、不燃に分けて排出してください。

#### ・自治会等の団体が行った場合

ボランティア清掃収集依頼書(別紙)に記入して、清掃する一週間前までに提出してください。  
排出場所は希望の場所を地図に記入して提出してください。

### 2 注意

- 可燃ごみ、不燃ごみは必ず分けて、袋の可燃・不燃どちらかに印をつけてください。  
※プラスチック類ごみは汚れているため(きれいに見えても)可燃ごみで出してください。
- 自宅の剪定枝、落ち葉や家庭ごみ等はボランティア袋では収集できません。

**※土、石、泥は入れないでください。**

- 1袋の重さを5~10kgくらいまでにしてください。
- 団地等で管理する花壇や畑から出た草花等にボランティア袋は使用出来ません、有料の可燃袋に入れて出してください。
- 市が処理出来ないものは収集できません。(ごみ・資源分別カレンダーをご覧ください。)
- 側溝の泥は道路課へご依頼ください。……市役所道路課補修係：042-514-8431(直通)

### 3 袋の配布場所

クリーンセンター、市役所1F(市民相談窓口)、七生支所(京王高幡SC2階)、豊田駅連絡所、図書館(中央・日野・百草)、生活・保健センター、中央公民館、日野市社会福祉協議会(中央福祉センター内)、児童館、市内公立保育園・市内公立幼稚園、平山季重ふれあい館子育てひろば、セツ塚ファーマーズセンター、カワセミハウス、市内郵便局で配布しています。

※図書館は月曜祝日休館、公民館と日野市社会福祉協議会は火曜から金曜までになります。

# 〇まつり等ごみ収集について

## 処理方法

お祭り、盆踊り等の行事から出るごみの処理は、すべて有料となります。

下記のいずれかの方法により、処理をお願いします。なお、事業所、神社等が主催する行事から出るものについては、下記の1または2の方法のみとなります。

### 1. 主催者がクリーンセンターに運び込む方法

ボランティア袋は使えません!

#### 【手順】

原則、一般家庭同様の分類及び処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）を行った後、直接クリーンセンターに運び込んで頂きます。

受付時間は、祝祭日を含む月曜日から金曜日の8時30分から11時30分、及び13時00分から16時30分です。

#### 【費用】

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみともに処分費として1キログラム当たり42円かかります。資源物は、ぬれたり汚れたりしたものは、有料ごみとなります。処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）されていれば無料です。

### 2. 市の指定業者に委託する方法

#### 【手順】

事前に業者と、収集日・収集方法・費用について調整してください。原則、一般家庭同様の分類及び処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）をしてください。

#### 【費用】

依頼された業者は、クリーンセンターに搬入時に1キログラム当たり42円を納めます。したがって、全ごみ量×42円の処理費プラス収集運搬費がかかります。

### 3. 役員等が持ち帰り、通常の収集日に出す方法

#### 【手順】

家庭用有料指定袋を自治会等で購入して頂き、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみをそれぞれの袋に詰めて各自持ち帰り、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみ・資源物それぞれの収集日に家庭ごみと一緒に出して頂きます。

#### 【費用】

可燃ごみ、不燃ごみ・プラスチック類ごみともに家庭用有料指定袋代が必要になります。

### 4. 市に収集依頼をする方法

#### 【手順】

事前に市と、収集日・集積場所等について調整の上、収集依頼日の1週間前までに収集依頼書を提出してください。家庭用有料指定袋を自治会等で購入して頂き、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみをそれぞれの袋に詰めます。資源物は、一般家庭同様の分類及び処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）をした上で、種類ごとにビニール袋等にまとめ、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみとともに決められた場所に集積し収集を受けてください。

雨天等で中止又は延期した場合は、必ずクリーンセンターへ連絡（休日・夜間は留守番電話に）してください。

【費用】

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみともに家庭用有料指定袋代が必要となります。

資源物は、処理（キャップ、ラベルを外す、容器をすすぐ等）されていれば無料です。処理されていない場合は回収出来ません。

◎環境等への配慮のため、自治会等が主催する行事に伴って排出されるごみ及び資源物の処理については、主催者が減量に努めるとともに責任を持って処理して頂くことになっています。

食べ物や飲み物の容器は、できる限りリサイクルできる素材を使用し、材質ごとに回収してください。

リサイクルできるものはキャップ等を外し、中身をすすいで（一般家庭の出し方に準ずる）出して頂くこととなります。したがって、ごみはできる限り各自持ち帰ることを呼びかけてください。

# 高齢者施策について

健康福祉部高齢福祉課在宅支援係（042-514-8496）

## 〇ふれあいサロンについて

日野市では、高齢者見守り支援ネットワーク事業の一環として、高齢者を中心とした地域の多世代の交流の場（ふれあいサロン）を自主的に運営する地域の団体や組織を応援するため、以下の支援を行っています。



	ふれあい交流拠点	ふれあい交流活動
概要	週4日以上オープンなど高齢者の集まりやすさに対する配慮を特に求める	「ふれあい交流拠点」の基準には満たない場合でも、自主的な運営により高齢者の交流の場として機能しているような活動を想定
主な条件	<b>《共通事項》</b> ➢ 「ふれあい交流型」の目標である地域の多世代の交流の場づくりを目的としていること ➢ 特定の人のためだけの活動とならないよう、利用者が限定されるような基準を設けないこと ➢ 話し相手やもしもの時の備えとして、活動時間中は1人以上のスタッフが常駐していること	
	➢ 1回あたり4時間以上、週4日以上 ➢ 1回あたりの利用者 20人以上を目指す ➢ 活動場所は市と協議の上、市が決定する	➢ 1回あたり4時間、週1日以上 ➢ 1回あたりの利用者 10人以上を目指す
支援内容	➢ 活動場所の無償提供（家賃 <sup>※1</sup> 、水道光熱費） ➢ 立ち上げ、運営に対する支援 ➢ 施設及び常駐スタッフに対する保険の加入	➢ 活動に対する補助金 <sup>※2</sup> 交付 <補助金の上限額> ・週4日以上活動 ⇒ 20万円/年 ・週3日以上4日未満 ⇒ 15万円/年 ・週2日以上3日未満 ⇒ 10万円/年 ・週1日以上2日未満 ⇒ 5万円/年

ふれあいサロンは、誰でも気軽に立ち寄り、お茶を飲みながらのおしゃべりや趣味の活動など、思い思いの時間を過ごす「地域のたまり場」です。ふれあいサロンでは、高齢者を含む多世代の交流を通して、地域の高齢者の見守りを自然な形で行っています。また、サロンの運営にボランティアとして関わるなど、地域にお住まいの方々にとっての社会参加・地域活動の場でもあります。

サロンの活動にご興味・ご関心のある団体・組織は、ぜひ一度お問合せください。



## 〇互近助（ごきんじょ）サービスちょこすけ

互近助サービスちょこすけ（ちょこすけ=ちょこっとすけっと）とは、自治会や地域有志の団体、NPO 法人など、地域で活動する住民主体の団体が、主に在宅で暮らす高齢者に対して、日常生活におけるちょっとした困りごとのお手伝いを行うことです。

詳細はこちら

### 【困りごと支援の一例】

電球交換、庭の清掃、家具の簡単な組立・修理、お買い物代行、家事手伝い、通院同行、パソコンやスマホ操作補助 など



## ○高齢者のほっとあんしん相談所「地域包括支援センター」

「地域包括支援センター」は日野市が設置している高齢者と家族のための総合相談窓口です。プライバシーにも配慮しています。日常生活を営むのに不自由なことや不安がある時に、お気軽にご相談ください。



### 【受付時間】

月～金曜日 午前9時～午後6時

※上記以外の時間は電話にて対応いたします

名称	住所	電話番号	担当地域
もぐさ	〒191-0034 落川 1070	599-0536	百草、落川、程久保(1～8丁目を除く)、三沢2丁目、三沢1289～1294番地
あさかわ	〒191-0031 高幡 651-5 高幡マンション第2 1階	593-1919	高幡、三沢(1289～1294番地を除く)、新井、大字新井、程久保1～8丁目、三沢1・3～5丁目
すてっぴ	〒191-0053 豊田 3-1-8	582-7367	豊田、大字豊田、東豊田、富士町 旭が丘2・5・6丁目、多摩平1・2丁目
あいりん	〒191-0062 多摩平 6-31-7	586-9141	多摩平3～7丁目、日野台4・5丁目 大坂上
せせらぎ	〒191-0011 日野本町 6-3-17	589-3560	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町、
多摩川苑	〒191-0024 万願寺 1-16-1	582-1707	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、大字石田、石田
いきいき タウン	〒191-0054 東平山 3-1-1	585-7071	東平山2・3丁目、平山
すずらん	〒191-0041 南平 7-18-28 小林ビル 1階B	599-5531	南平
かわきた	〒191-0055 西平山 1-12-1	589-1710	東平山1丁目、西平山、旭が丘1・3・4丁目

# 日野人げんき！ゼミナールについて

健康福祉部健康課（042-581-4111）

## 日野人げんき！ゼミナール をご利用ください。

市民のみなさまへ健康づくりを支援するため、  
保健師・栄養士・歯科衛生士が、お住まいの地区センター  
などの会場へお伺いします。

### ゼミナールの内容の一例

#### 骨粗しょう症予防のお話

～世代別の食事や運動・転倒予防について、  
足指力測定でバランス能力チェック～

#### 生活習慣病予防のお話

～食事や生活習慣の見直しポイントと  
健診データの見方、血管年齢などの測定～

#### フレイル予防のお話

～生活習慣病対策からフレイル対策への  
ギアチェンジについて～

#### 食生活についてのお話

～日頃の食生活のチェックやバランスの  
良い食事のとり方について～

#### 口腔機能低下予防のお話

～お口の機能チェックやお口の健康体操、  
ケアについて～

#### 手洗い教室

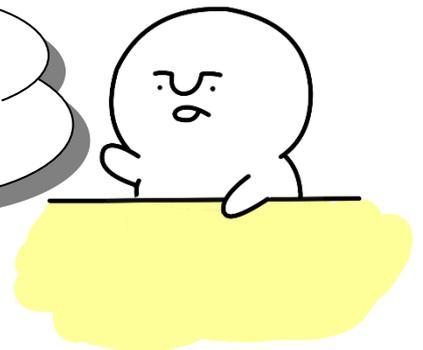
～感染予防について、手洗いチェッカーで  
洗い残しチェック～

#### <お問合せ先>

日野市健康課（日野市生活・保健センター内）

電話 042-581-4111

FAX 042-583-2400



# 市内一斉清掃について

環境共生部環境政策課 (042-514-8298)

## 市内一斉清掃に 参加してみませんか!?

普段、何げなく使用している公園や  
地区センター周辺に、ごみは落ちていませんか?

『自分が捨てたごみじゃない!』  
でも、誰かが拾わないといけません。  
大学生ボランティアや小学生の一斉清掃参加率も  
上がってきています! みんなで力を合わせて  
一緒にまちの清掃をしてみませんか?

多くの方のご参加をお願いします。

市内一斉清掃は  
例年5月と11月の  
最終日曜日に行われます!



エコアラ



エコクマ

分からないことがあれば下記お問い合わせ先にご連絡下さい!

お問い合わせ: 日野市 環境共生部 環境政策課 TEL:042-514-8298

自治会運営ハンドブック  
(旧 自治会の手引き)

発行日 平成19年 1月10日  
改訂日 令和 7年 6月16日  
編集・発行 日野市 企画部 地域協働課  
〒191-0011  
日野市日野本町1-6-2  
日野市生活・保健センター内  
TEL. 042-581-4112